

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第20号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（平成19年墨田区規則第19号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係） 1 行政職給料表（一）、医療職給料表（二） 又は医療職給料表（三）の適用を受ける職員			別表（第2条関係） 1 行政職給料表（一）、医療職給料表（二） 又は医療職給料表（三）の適用を受ける職員		
支給範囲	支給額		支給範囲	支給額	
	定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	定年前再任用 短時間勤務職 員		定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	定年前再任用 短時間勤務職 員
行政職給料表（一） の適用を受ける職 員でその属する職 務の級が6級であ るもの	<u>135,300</u> 円	<u>106,500</u> 円	行政職給料表（一） の適用を受ける職 員でその属する職 務の級が6級であ るもの	<u>127,600</u> 円	<u>101,000</u> 円
行政職給料表（一） 、医療職給料表 （二）又は医療職 給料表（三）の適 用を受ける職員で その属する職務の 級が5級であるも ののうち特別区人 事委員会の承認を 得て区長が別に定 める重要かつ困難 な事務を処理する 課長の職にあるも の（以下「重要困 難課長」という。）	<u>106,000</u> 円	77,400円	行政職給料表（一） 、医療職給料表 （二）又は医療職 給料表（三）の適 用を受ける職員で その属する職務の 級が5級であるも ののうち特別区人 事委員会の承認を 得て区長が別に定 める重要かつ困難 な事務を処理する 課長の職にあるも の（以下「重要困 難課長」という。）	<u>101,500</u> 円	73,200円
行政職給料表（一） 、医療職給料表 （二）又は医療職 給料表（三）の適 用を受ける職員で その属する職務の 級が5級であるも の（重要困難課長 を除く。）	<u>96,300</u> 円	<u>70,300</u> 円	行政職給料表（一） 、医療職給料表 （二）又は医療職 給料表（三）の適 用を受ける職員で その属する職務の 級が5級であるも の（重要困難課長 を除く。）	<u>92,300</u> 円	<u>66,500</u> 円
2 医療職給料表（一）の適用を受ける職員			2 医療職給料表（一）の適用を受ける職員		
支給範囲	支給額		支給範囲	支給額	
	定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	定年前再任用 短時間勤務職 員		定年前再任用 職員以外の職 員	定年前再任用 職員

その属する職務の 級が3級である職 員	144,100 円	108,400 円	その属する職務の 級が3級である職 員	142,400 円	107,200 円
その属する職務の 級が2級である職 員	107,500 円	80,700円	その属する職務の 級が2級である職 員	94,800円	73,100円

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。